

公立大学法人大分県立看護科学大学役員の勤務条件に関する規程

平成18年4月1日

規程第 11 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学における役員の勤務条件について定めることを目的とする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第2条 理事長及び常勤の理事（以下「常勤役員」という。）の勤務時間、休日及び休暇については、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程を準用する。

(出張及び旅費)

第3条 理事長は、職務上必要がある場合は、常勤役員に出張を命ずることがある。

2 常勤役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の旅費に関する規程を準用するものとする。

(宿舍)

第4条 常勤役員のうち、理事長が特に必要と認める者については、職員住宅を利用させることができる。

2 前項に規定する職員住宅の利用については、公立大学法人大分県立看護科学大学職員住宅貸付規程の定めるところによる。

(災害補償)

第5条 常勤役員の業務上及び通勤途上の災害については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

2 非常勤の理事及び監事の災害補償については、公立大学法人大分県立看護科学大学の非常勤役員等に係る業務災害補償規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員の勤務条件に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。